

公開用

令和4年11月定例会

## 春日部市教育委員会会議録

令和4年11月15日

春日部市教育委員会

- I 期 日 令和4年11月15日 火曜日  
II 場 所 春日部市教育センター 2階 視聴覚ホール  
III 開 会 13時30分  
IV 閉 会 14時28分

V 教育長及び出席委員

教育長 鎌田 亨  
教育委員 金森 良泰  
教育委員 岡田 新司  
教育委員 秋山 早苗

VI 欠席委員 水沼 章文

VII 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長 中島 拓  
学校教育部学務指導担当部長 舘野 俊之  
学校教育部次長兼学校総務課長 篠原 直樹  
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長 大野 明彦  
学務課長 柴山 伸之

【社会教育部】

社会教育部長 大川 裕之  
社会教育部次長兼社会教育課長 神谷 司  
社会教育部参事兼中央公民館長 矢野 仁史  
文化財保護課長 中野 達也

VIII 書記

学校総務課 総務担当主幹 林 亮平  
学校総務課 総務担当主査 伊藤 知子

IX 署名委員の指名

金森委員

## X 会議に附した議案

- 議案第 36 号 春日部市教育委員会表彰規則の一部改正について
- 議案第 37 号 春日部市公民館条例の一部改正について
- 議案第 38 号 令和 4 年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について
- 報告第 33 号 春日部市学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱の制定について
  
- 協議第 1 号 春日部市学校プールの効率的利用に関する方針（案）について
- 協議第 2 号 春日部市文化財保存活用地域計画（案）について

## XI 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから11月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。金森委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[ 「ございません」と言う人あり ]

鎌田教育長

事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[ 「結構です」と言う人あり ]

鎌田教育長

前回会議録（案）は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第36号 春日部市教育委員会表彰規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。中島部長、お願いします。

中島学校教育部長

議案第36号「春日部市教育委員会表彰規則の一部改正について」提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、大会規模や委員の任期などに関する選考基準を明確にするため、春日部市表彰規則を一部改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容につきまして、説明申し上げます。議案書2ページをご覧ください。

まず、第2条についてでございます。同条3項においては、表彰の対象外として、第1号では春日部市表彰を受賞したもの、第2号では、スポーツ賞を受賞したものを規定しておりますが、これらに加え第3号として「過去に同様の功績により、この規則に基づく表彰を受けたもの」を追加するものでございます。

一例といたしましては、書道など文化的な部門での受賞者が、2年、3年と連続で受賞されている事例などがございます。

このような事例が近年増えてきていることから、教育委員会表彰の価値を維持するため、本規定の追加に至ったものでございます。

次に、第3条関係の別表における、選考基準についてでございます。それぞれの規定の曖昧な部分を明確にするため、表の、向かって左側のとおり、改正したものでございます。

まず、第2条第1項第1号の区分の選考基準としましては、

ア 教育委員会が所管する附属機関等の委員を6年以上務め、その職を退いた者

イ 教育委員会が所管する公共的団体等の代表者等を6年以上務め、その職を退いた者

ウ 学校等において、生活安全、環境美化、青少年健全育成、文化財愛護等の奉仕活動を個人にあっては通算で3年以上、団体にあっては継続的に5年以上行い、その活動から退いたもの

オ 全国規模の大会等において上位入賞したもの

と改めるものでございます。

一例といたしましては、交通指導員を5年以上勤めた場合、5年目以降は毎年受賞対象となるのかといった事例がございます。

このことに関する質問が、数多く上がってきている状況であったことから、その解釈を明確にするため、本規定の追加に至ったものでございます。

なお、エは（略）となっておりますが、教育委員会に対し50万円以上100万円未満の金品（卒業記念品を除く。）の寄付を行ったものと規定されております。

次に、第2条第1項第2号の区分の選考基準といたしましては、

ウ 公的機関が主催する市・県大会等を経て全国規模の大会等に出場したものに改めるものでございます。

一例といたしましては、スポーツ、文化を問わず、様々な部門において、予選を経ることなく、最初から全国規模の大会への出場、作品展への出品となる事例などがございます。

このような事例が近年増えてきていることから、教育委員会表彰の価値を維持するため、本規定の追加に至ったものでございます。

附則につきましては、施行期日を、令和5年4月1日からとしております。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第36号 春日部市教育委員会表彰規則の一部改正について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第36号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第37号 春日部市勤労者会館条例及び春日部市庄和勤労福祉センター条例

の廃止について を議題としますが、議案第37号、38号は、12月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会 会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

それでは、議案第37号について、説明を求めます。矢野館長、お願いします。

矢野社会教育部参事（兼）中央公民館長

春日部市勤労者会館条例及び春日部市庄和勤労福祉センター条例の廃止について、説明申し上げます。議案書の4ページをお開きください。

はじめに、提案理由でございますが、春日部市勤労者会館及び春日部市庄和勤労福祉センターの廃止に伴い、条例を廃止したく提案するものです。

なお、本条例について教育委員会でご審議いただく箇所は、議案書6ページの中ほど「6」以降の「春日部市公民館条例の一部を次のように改正する」の部分となりますので、公民館条例が改正となる背景も含め、内容をご説明させていただきます。

本議案は、春日部市勤労者会館及び庄和勤労福祉センターを令和5年3月31日をもって廃止する内容のものです。現在、庄和市民センター正風館の3階部分に設置している庄和勤労福祉センターの4つの諸室につきましては、施設の廃止後は、庄和地区公民館の諸室へ用途を変更することから、条例の附則において公民館条例の一部改正をするものであります。

改正の内容でございますが、庄和勤労福祉センター内に設置している講義室(1)、講義室(2)、研修室、会議室を、令和5年4月1日より、庄和地区公民館の所管とし、使用料につきましても、これまでと同様の金額とするものでございます。

議案書5ページにお戻りください。附則第2項では、春日部市庄和勤労福祉センター条例の廃止に伴う経過措置として、令和5年4月1日前に予約した4つの諸室の使用申請手続きや施設の使用許可についても、引き続き、その効力を有する規定を設け、施設の使用に支障が生じないような対応を図るものでございます。

説明は以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第37号 春日部市勤労者会館条例及び春日部市庄和勤労福祉センター条例の廃止について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第38号 令和4年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について を議題とし、説明を求めます。中島部長、お願いします。

中島学校教育部長

議案第38号、令和4年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。議案書7ページをご覧ください。

提案理由でございますが、12月定例市議会に提案する令和4年度春日部市一般会計補正予算に教育費補正予算を要求したく提案するものでございます。

次に、補正予算の内容につきましては、別添の「令和4年度春日部市一般会計（教育費）補正予算書及び事業別概要書（第8号）」に基づき、説明申し上げます。

それでは、補正予算書1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、こちらは総括表でございます。歳入につきましては、市長部局の分と合算されて表示されているものでございまして、教育委員会の補正額はこの一部となります。詳細につきましては、後ほど説明いたします。

続いて2ページをご覧ください。10款、教育費、補正前の額、70億49万9千円に、1億8,922万8千円を増額し、補正後の額を71億8,972万7千円とするものでございます。

続いて3ページ、第4表、債務負担行為補正でございます。表のとおり、教育センター消防設備等保守管理業務委託をはじめ、44件について、追加で設定するものでございます。

次に、歳入及び歳出の事業別概要について、主な内容を説明申し上げます。まず、歳入でございます。6ページをご覧ください。20款、諸収入、8節、教育費雑入、中央図書館電気使用料、293万円の増は、電気使用料が当初見込みを上回り、増収が見込まれるため、補正するものでございます。

次に、歳出の事業別概要について、主な内容を説明申し上げます。7ページをご覧ください。最上段、教育総務職員人件費、982万7千円の減につきましては、定期人事異動等により、人件費を補正するものでございます。2段目、教育センター管理事務、768万2千円の増につきましては、料金の値上げに伴い、電気料等が増となるため、補正するものでございます。この後に記載されている歳出事業におきまして、同様の理由で補正となっている「人件費」及び「光熱水費」が多数ございますので、その説明は割愛させていただきます。

次に、5段目、各種大会児童・生徒は県補助金、100万円の増につきましては、全国大会の開催地が北海道と遠方となり、参加生徒の人数が想定よりも多くなったため補正す

るものでございます。一番下の段、小学校施設維持・管理事業、3, 418万5千円の増につきましては、市内公立小学校に植えられている過剰育成した樹木と枯損木を剪定、伐採するため、補正するものでございます。

続いて8ページをご覧ください。上から3段目、中学校施設維持・管理事業、3, 103万8千円の増につきましても、小学校と同様、市内公立中学校等に植えられている過剰育成した樹木と枯損木を剪定、伐採するため、補正するものでございます。

続いて9ページをご覧ください。下から2段目、文化財保護事業、130万円の増につきましては、文化財整理室の空調設備を修繕するため、補正するものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

岡田委員

2点質問がございます。1点目は、資料3ページの債務負担行為補正における藤塚小学校の水泳指導委託の導入時期と藤塚小学校に白羽の矢が立った経緯を教えてください。2点目は、資料7ページの歳出補正予算における各種大会児童・生徒派遣補助金について、何人の児童生徒が北海道に派遣されたのか教えてください。後ほどの報告でも差し支えありません。

事務局

藤塚小学校の水泳指導委託の導入時期は、令和3年4月1日でございます。

大野学務指導担当次長（兼）指導課長

北海道に派遣された人数についてでございますが、正確な人数を確認し、後ほどご報告いたします。

中島学校教育部長

藤塚小学校の水泳指導委託の経過についてでございますが、藤塚小学校のプールの経年劣化故障により、その改修費を試算したところ、概ね1億円ほど必要であることが判明しました。

当時、江戸川小中学校と同じように前期課程において水泳指導の民間委託は実施しており、その効果が高いことも確認されておりましたので、藤塚小学校でも導入することに至ったものでございます。このため、その他特別な理由で藤塚小学校で民間委託したのではなく、あくまでもプールの老朽化状況を踏まえ、個別に検討した結果、導入に至ったものでございます。

岡田委員

私の住まいの近くの武里小学校などもかなりプールの老朽化が進行しているように思います。藤塚小学校以外でも、同様に民間委託を導入する考えはないのでしょうか。



中島学校教育部長

本日、この後に学校プールの効率的利用に関する方針の協議をお願いする予定でございますので、その時にまとめて説明させていただきます。

鎌田教育長

他にご質問はありませんか。

[ 「ございません」と言う人あり ]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第38号 令和4年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[ 賛成者挙手 ]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第38号は、原案どおり可決と決しました。

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第34号 春日部市学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱の制定について を議題とし、説明を求めます。柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

報告第34号 春日部市学校給食用物資納入業者の登録に関する要綱の制定について、ご報告いたします。

議案書8ページをご覧ください。はじめに、要綱の制定に至った理由・経緯でございますが、令和5年度からの学校給食費に係る公会計制度の導入に伴い、学校給食用物資納入業者登録に関する事項を一律に定めることから、この度、要綱を制定しましたので、ご報告をさせていただきます。

議案書9ページをご覧ください。要綱の主な内容について説明申し上げます。

第1条では、本要綱の趣旨を定めております。自校に給食調理場を有する学校への給食用物資を納入業者の登録に関して必要な事項を定めることを趣旨としています。

第2条では、登録基準を定めております。納入業者の登録を受けようとする者は、春日部市物品売買等競争入札参加資格者名簿に記載されていることを必須とし、学校給食の意義・役割を理解するとともに、衛生管理上適切な管理をしているか等の基準を設定しております。

第3条以降では、登録の申請手続き等について定めております。

11ページをご覧ください。この要綱の施行期日は、市長決裁のあった日とされてお

り、令和4年10月17日から施行しております。

報告につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で報告を終了し、協議に移ります。

はじめに、協議第1号 春日部市学校プールの効率的利用に関する方針（案）についてを議題とし、説明を求めます。中島部長、お願いします。

中島学校教育部長

協議第1号、学校プールの効率的利用に関する方針（案）について、協議理由及び内容について、説明させていただきます。議案書20ページをご覧ください。

協議理由でございますが、令和4年12月に市民意見提出手続きの実施を予定している春日部市学校プールの効率的利用に関する方針（案）を作成したため、委員の皆さまから意見を頂きたいと、協議をお願いするものでございます。

それでは、本日、机の上に配付させていただきました春日部市学校プールの効率的利用に関する方針（案）に沿って、内容を説明させていただきます。カラー刷り左側2か所留めの資料となります。

それでは、表紙をめくっていただき目次をご覧ください。本方針案は、1 はじめに・2 春日部市の学校プールを取り巻く現状・3 学校プール施設を取り巻く課題・4 民間委託導入の状況・5 学校プールの効率的利用に関する方針の5章で構成とさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。項目1 はじめにとして、本方針の策定に当たっての背景、目的、水泳授業の位置づけについて記載しております。学校プール施設や水泳授業の課題に触れつつ、その概要を説明しております。

2ページをご覧ください。項目2 春日部市の学校プールを取り巻く現状についてでございます。2ページ図2-1、図2-2でお示ししたとおり、プール施設の9割以上は、整備後30年以上を経過しております。3ページ図2-3、図2-4をご覧ください。部活動のある中学校を除きますと、小・中学校ともにプール施設の利用期間は概ね2か月程度、利用日数としては30日弱であることが分かりました。4ページでは、学校プールの維持管理状況を、5・6ページでは、水泳授業の実施状況についてそれぞれまとめさせていただきます。

7ページをご覧ください。項目3 学校プール施設を取り巻く課題について、老朽化への抜本的な対応など6項目にまとめて記載しております。詳細については（1）から（6）の記載のとおり、それぞれ課題として挙げられます。

9ページをご覧ください。項目4 民間委託導入の状況についてでございます。こちら

は、藤塚小学校での民間委託の実施状況とその効果について、児童へのアンケート結果を交えながら記載しております。とりわけ、10ページ 図4-1をご覧くださいと、民間委託を導入した藤塚小学校では、合計で87%の児童が水泳授業を「好き」「どちらかといえば好き」と回答しているのに対し、藤塚小以外では、合計で62%に留まっており、民間委託の導入効果が大きいことが確認されております。

こうした調査・分析結果を踏まえ、11ページをご覧ください。項目5 学校プールの効率的利用に関する方針について記載しております。まず、5-1 学校プール施設のあり方として、2点記載しております。

1点目は、「小・中・義務教育学校のプール（屋外）について、令和5年度以降、老朽化に伴う大規模な修繕や改修、設備更新は原則として行わないこととします。」

これは、あくまでも大規模な対応を控えるものであり、最低限の修繕は、当面、実施する必要がございますので、ご留意いただければと思います。

2点目は、「故障や老朽化に伴い、学校プール（屋外）の利用が継続できないと見込まれる場合は、原則として別の代替場所を確保して水泳授業を継続する方向で検討します。」の以上2点でございます。

また、同じ11ページ5-2 水泳授業のあり方として、まず（1）につきましては、「そこで」で始まる段落で記載しているとおり、「小学校及び義務教育学校の前期課程の全校において、水泳授業の指導スタッフ等の民間委託を進める方向で検討します」としてあります。イメージとしては、先ほど説明した藤塚小学校の取組となります。

次に（2）につきましては、「そこで」で始まる段落で記載しているとおり、中学校及び義務教育学校の後期課程につきましては、「当面の水泳授業については、現状のままとしますが、引き続き教育現場の視点、生徒の視点を踏まえて検討していきます。なお、一部の小学校で実施している民間プール事業者への委託については、施設への移動時間確保が必要となることから、他の科目の履修に必要な時数を十分に確保することができるかという観点からも検討する必要があります。」としてあります。

12ページへお進みください。これらを踏まえ、5-3 学校プールの効率的利用に関する方針として、短期的・中長期的それぞれの方針案を記載しております。

まず、（1）の2）をご覧ください。短期的な対応方針としましては、「最低限の修繕で対応できる場合は、可能な限り自校プールで水泳授業を実施します。この対応が難しい場合は、学校近隣の民間プール施設（スイミングスクール、スポーツクラブ等）に委託し、水泳授業を実施する方向で検討します。移動可能な範囲に民間プール施設（温水）がない場合は、近隣の小学校あるいは中学校のプール（屋外）の共同利用を検討します。なお、小学校と中学校ではプールの深さが異なることから、学齢に合わせた共同利用を前提とします。」としてあります。

次に（2）の2）をご覧ください。中長期的な対応方針としましては、「民間プール事業者への委託については、短期的には有効な対応方法ですが、施設数に限りがあることから、課題解決策の柱とすることはできません。そこで、市内各校で共同利用できる「通年で利用可能な温水プールを新たに整備し、そこで各校が水泳授業を実施することとします。」

なお、温水プールについては、水泳指導の民間委託の有効性が確認できたことから、整備

や管理運営だけでなく、児童生徒への指導についても、民間活力の導入を検討します。温水プールは学校教育優先ですが、学校教育で使用しない余剰時間においては、一般市民も使用できる方向で検討を進めます。学校プール（屋外）については廃止としますが、消防水利の対応や跡地の活用方法などについて留意しながら、施設の除却を検討します。」としております。

13ページをご覧ください。5-4としまして、本方針の策定によって期待される効果をまとめております。内容としましては、（1）市内全校において水泳授業が安定して実施できる環境の確保、（2）望ましい水泳授業の実現、（3）水泳授業に関する安全・安心の向上、（4）計画的な水泳授業の実施、（5）教職員の負担軽減、指導への専念の5点となっております。詳細は記載のとおりでございます。

方針をまとめますと、①原則として水泳授業は継続して行う方向である。②令和5年度以降、老朽化に伴う大規模な修繕や改修は原則として行わない。但し安心安全のための最低限な修繕は行う。③水泳授業の民間委託は、好評である。しかしながら、民間委託は受け入れる相手があつての話なので、今後の方針として柱とはなれない、よって中長期的には、温水プールを整備する。ということでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鎌田教育長

それでは、ただいまの説明や資料を基に、協議してまいります。何か意見等はありませんか。

岡田委員

方向性としては良いと思いますが、民間委託に当たっての業者選定の経過については、しっかりと透明性を確保できるよう取り組んでください。

また、藤塚小学校も市外に委託しているということですが、学校外に出向くということは、授業だけでなく移動にも時間がとられると考えられ、授業数が足りない、枠組を大きくすることは無理なので、その辺りの対応策についても、しっかりと検討していただければと思います。

鎌田教育長

他にご意見等はありませんか。

金森委員

市内に民間プール事業者は、どの程度あるのでしょうか。

事務局

昨年度調査した結果では、市内で6者あることを確認しています。このほか、藤塚小学校のように市外の民間プール事業者に委託しているケースもございます。

鎌田教育長

他にご意見等はありませんか。

秋山委員

江戸川小中学校でも好評でしたので、民間委託の取組を市内全域に広げることは賛成です。なお、中長期的に温水プールを整備するとのことですが、中長期的とは何年程度を指すのでしょうか。また、その間に、市内小中学校のプールが使用不可となった場合は、どのような対応となるのでしょうか。

中島学校教育部長

プールだけでなく学校再編のことと足並みを揃えながら検討する必要があること、基本構想や基本計画の策定、設計・施工など、これから着手しなければならないことが多くあることを踏まえ、一定程度の期間は要するものと考えておりますが、可能な限り早期にとは考えております。

なお、温水プールが整備されるまでの間で、プールの破損が確認された場合、安心・安全を第一とした修繕を実施し、水泳授業が継続できるよう対応して参ります。ただし、修繕ではまかなえず根本的な改修が必要となった場合については、短期的な方針として掲げた民間委託の導入に取り組みながら、対応を図ってまいりたいと考えております。

鎌田教育長

他にご意見等はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

それでは、ただいまの協議結果を踏まえ、学校プールの効率的利用について、方針を定めてまいりたいと思います。

次に、協議第2号 春日部市文化財保存活用地域計画（案）について を議題とし、説明を求めます。中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

協議第2号、春日部市文化財保存活用地域計画（案）について、御意見を求めたく、協議するものです。議案書の21ページを御覧ください。

協議の理由でございますが、文化財保存活用地域計画は、文化財保護法第183条の3の規定に基づく、文化財の保存と活用に関する基本方針及び施策について定める計画でございます。

本計画案の策定にあたっては、令和3年度より適宜、文化庁から指導や助言をいただいているほか、春日部市文化財保存活用地域計画協議会や、庁内検討委員会、関係団体による意見交換会など様々な角度から調査・審議を進めてきたところであります。

この度、春日部市文化財保存活用地域計画（案）がまとまりましたことから、令和4年

12月に予定しております市民意見提出手続の実施に先立ちまして、計画（案）の内容について教育委員の皆さまから御意見を伺いたく、協議をお願いするものでございます。

なお、計画案が140ページにおよぶものとなっておりますので、本日は、これを要約した概要版を別添させていただきます。

それでは、計画（案）の概要について説明申し上げます。議案書の22ページ、「春日部市文化財保存活用地域計画（案）」の概要を御覧ください。

はじめに、「1. 計画を必要とする背景」でございますが、近年、全国的に少子高齢化や生活様式の変化などといった社会的状況の変化を背景に、文化財の滅失や散逸が大きな課題となっております。本市におきましても民俗文化財の後継者不足や資料の増加に伴う収蔵施設の確保などの諸課題がございます。これらの課題に対応するため、文化財の保存と活用に関する基本方針や施策を定め、市域に所在する文化財について総合的・一体的に保存と活用を図る必要がありますことから、本計画の作成に至ったものでございます。

次に、「2. 計画期間」でございますが、総合振興計画の計画期間を勘案し、令和5年度から14年度までの10か年としております。

次に、3. 計画の構成でございますが、本計画は、本編10章及び資料編で構成されており、序章から第5章までが基本方針を定めた基本計画、第6章から第9章までが施策を定めた行動計画となるものでございます。

続きまして、別添いたしました、カラー刷り概要版をご覧ください。申し訳ございませんが、計画タイトルの（案）の字が漏れてしまいましたので、訂正させていただきます。初めに概要版の1ページ、「01 文化財保存活用地域計画作成の目的」を御覧ください。

本計画作成の主な目的は2点がございます。1点目は下から4行目以降に記載しております「地域社会総がかりで文化遺産を守り、後世に伝える」体制を構築すること、2点目は、「文化遺産をまちづくりに活用する」ことでございます。

次に、2ページ「02 文化財保存活用地域計画作成にあたって」を御覧ください。

ここでは、上段で本計画の対象とする文化財を、中段で本地域計画の位置づけを、下段で計画期間を定めております。

本計画の対象とする文化財は、法に規定される「文化財」と、「その他の遺産」、例えば方言や伝説などを含め、指定・未指定に関わらず、本市の歴史文化を物語る多種多様なものいたしました。また、計画の位置づけでございますが、第2次春日部市総合振興計画を基本とし、関連する庁内計画はもちろん、史跡神明貝塚保存活用計画等との整合を図ることとしております。

次に、3ページ「03 春日部市の概要」及び「04 春日部市の文化遺産の概要と特徴」を御覧ください。本市の概要といたしましては、地形などの自然的・地理的環境のほか、本市の社会的状況や歴史的背景についてまとめております。文化遺産の概要と特徴では、上段で本市の指定等文化財67件を表で示すとともに、下段では、これまでの調査で8,000件以上を把握している未指定文化財の概要と特徴についてまとめております。

次に、4ページ「05 春日部市の歴史文化の特徴」を御覧ください。

本市の歴史文化の特徴として、縄文時代の海や陸地化した後に本格的に流下を始めた河川など、水辺で人々の生活が営まれると同時に文化も育まれてきましたことから、「海と河

川に育まれた郷土、水と共存・共生する人々の暮らし」と設定し、様々な側面と長きにわたる水辺の歴史経緯から、4つの歴史文化の区分に細分いたしました。

次に、5ページ「06 文化遺産の保存・活用に関する将来像」を御覧ください。

ここでは、文化遺産の保存・活用に関する将来像として、「郷土の歴史文化を共に守り伝え、春日部の未来に活かそう」とし、これを実現するため3つの基本目標として「市民が文化遺産に愛着や誇りをもつ」、「地域社会総がかりで文化遺産を守り、後世に伝える」、「文化遺産をまちづくりに活用する」を定めたものでございます。

次に、6ページ・7ページを御覧ください。ここでは、5ページで定めた3つの基本目標ごとの体系図として、それぞれの基本方針と課題、個別方針がひとつながりになるようにお示ししております。

一例としまして、基本目標2「地域社会総がかりで、文化遺産を守り、後世に伝える」では、「2-1 文化遺産を保存する」、「2-2 文化遺産を適切に管理・継承する」など4つの基本方針を設定しております。これに対応します個別方針としまして、右ページ、「2-2-1 文化遺産を適切に管理する」、「2-2-2 文化遺産を継承する」など3つを設定し、個別方針ごとに具体的な事業の実施をとおして課題の解決につなげていくこととなります。

最後に、8ページ「07 文化遺産の一体的・総合的な保存の活用」と「08 計画の進捗管理と評価の方法」を御覧ください。文化遺産の一体的・総合的な保存と活用でございますが、多種多様な文化遺産を一定のまとまりとして捉えた「関連文化財群」と呼ばれる枠組みについてまとめたものでございます。

先の4ページで細分しました4つの歴史文化の特徴につながる本市独自のストーリーとして、「華開く縄文時代の貝塚文化」、「低地の開発と発展」、「水害への恐れと備え」、「市域を往来した人物や物資」、「人と自然が織りなす境界」といった5つのストーリーを設定いたしました。

次に、計画の進捗管理と評価の方法でございますが、附属機関である春日部市文化財保存活用地域計画協議会を中心に進捗状況を把握することのほか、令和9年度に中間見直しを行うこと、大きな変更が生じた際には文化庁長官による変更の認定を受けることなどを定めております。

以上、春日部市文化財保存活用地域計画（案）の概要でございます。今後におきましては、12月1日からの市民意見提出手続を実施したうえで、3月までに計画（案）を確定し、令和5年度中に文化庁長官の認定を得られるよう進めてまいります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鎌田教育長

それでは、ただいまの説明や資料を基に、協議してまいります。何か意見等はありませんか。

秋山委員

神明貝塚の計画について御説明いただいた際にも、「地域住民を巻き込んで」といったようなお話があったかと思いますが、この計画にも「地域社会総がかり」とあります。こ

の計画を作成し、事業を実施していくにあたって、市民の方々をどのように巻き込んでいく御予定なのかお聞かせください。

中野文化財保護課長

市民の方々を計画に取り込み、巻き込んでいく方法でございますが、計画を作成し文化庁長官の認定を受けましても市民の皆さまがその存在を知らないままでは、結局のところ行政だけの取組となってしまいますので、認定を受けましたら、はじめに、計画書の印刷や市公式ホームページでの公開などをおして、計画自体の周知を進めてまいります。また、計画の中でお示ししておりますが、各種事業の実施にあたり、市民や関係団体との連携を拡充し、協働で事業を推進する体制の整備といった仕組みづくりに努めてまいります。

以上でございます。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

それでは、ただいまの協議結果を踏まえ、春日部市文化財保存活用地域計画について、策定作業を進めてまいりたいと思います。

以上で協議を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

中島学校教育部長

12月定例会につきましては、12月22日、木曜日、午後1時30分から、本会場、教育センター2階、視聴覚ホールでの開催を予定しております。

以上でございます。

鎌田教育長

以上で、11月定例教育委員会を閉会いたします。